

第八〇回

参第一七号

刑法の一部を改正する法律（案）

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二百条を次のように改める。

第二百条 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ四年以上ノ懲役  
ニ処ス

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

## 理 由

昭和四十八年四月四日、最高裁判所は、刑法第二百条（尊属殺）の規定を憲法第十四条第一項（法の下での平等）の規定に違反し、違憲であるという判決を下した。

その理由は、尊属に対する敬愛尊重は社会生活上の基本的道義であつて、かような普遍的倫理の維持は刑法上の保護に値するが、法定刑を死刑又は無期懲役という極端に重いものに限定し、どんな情状があつても執行猶予にすることができないようになつているのは違憲である、というのであつた。

その後、最高裁判所は、四回にわたつて、刑法第二百五条第二項（尊属傷害致死）の規定について、これを合憲とする判決を下している。

その理由とするところは、尊属傷害致死罪の法定刑（無期又は三年以上の懲役）は、普通の傷害致死罪の法定刑（二年以上の有期懲役）に比べ加重の程度が極端に重いものではなく、合理的根拠に基づく差別的取扱いの域を出ないものであるから、昭和四十八年四月四日の判決の趣旨に徴しても憲法第十四条第一項に違反するものではない、ということであつた。

昭和四十八年の違憲判決が出されてから既に四年を経過している。違憲判決は、その当時、衆参両院議長に最高裁判所から送付されたところである。最高裁判所によつて違憲とされた法律を長い間そのままに放置することは、政府にとつてだけでなく立法府にとつてもまた怠慢であるといわざるをえない。

第七十一国会では、衆議院に、刑法第二百条及びその後合憲とされた同法第二百五条第二項その他尊属に関する一切の条文を刑法から削除するという改正案が議員発議によつて提出されたことがあるが、これは最高裁判所判決の趣旨と全く異なる考え方に基づく法律案である。

ここに、尊属殺に対する特別の規定そのものを否定することなく、その法定刑を最高裁判所判決の趣旨に照らし妥当なものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。